



# 開示基準項目

## I N D E X 索引

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条等に基づいて作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

### 【概況・組織】

- 1. 事業の組織・・・・・・・・・・・・・・・・P57
- 2. 理事及び監事の氏名及び役職名・・・・・・・・P57
- 3. 会計監査人の氏名又は名称・・・・・・・・P31
- 4. 事務所の名称及び所在地・・・・・・・・P58～59
- 5. 金庫の主要な事業内容・・・・・・・・P20
- 6. 事業概況・・・・・・・・P18
  - 経営方針・・・・・・・・P18
  - 子会社の状況・・・・・・・・P10
  - 会員数・・・・・・・・P57

### 【経理・経営内容】 ●直近の5事業年度の状況

- 7. 経常収益・・・・・・・・P32
- 8. 経常利益・・・・・・・・P32
- 9. 当期純利益・・・・・・・・P32
- 10. 出資総額及び出資総口数・・・・・・・・P57
- 11. 純資産額・・・・・・・・P32
- 12. 総資産額・・・・・・・・P32
- 13. 預金積金残高・・・・・・・・P32
- 14. 貸出金残高・・・・・・・・P32
- 15. 有価証券残高・・・・・・・・P32
- 16. 単体自己資本比率・・・・・・・・P10～11
- 17. 出資に対する配当金・・・・・・・・P57
- 18. 職員数・・・・・・・・P57
  - 役員数・常勤役員数・・・・・・・・P57

### 【主な業務の状況に関する指標】 ●直近の2事業年度の状況

- 19. 業務純益・実質業務純益・コア業務純益及びコア業務純益  
(投資信託解約損益を除く)・業務粗利益・業務粗利益率 P32
- 20. 資金運用収支・役員取引等収支・その他業務収支 P32～33
- 21. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、  
利息、利回り及び資金利鞘・・・・・・・・P34～35
- 22. 受取利息及び支払利息の増減・・・・・・・・P35
- 23. 総資産経常利益率・・・・・・・・P34
- 24. 総資産当期純利益率・・・・・・・・P34
  - 職員一人当り預金残高・貸出金残高・・・・・・・・P32
  - 役員取引の状況・・・・・・・・P33
  - その他業務利益の内訳・・・・・・・・P33
  - 経費の内訳・・・・・・・・P33

### 【預金に関する指標】

- 25. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、  
その他預金の平均残高・・・・・・・・P37

- 26. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び  
その他の区分ごとの定期預金の残高・・・・・・・・P37
  - 預金者別預金残高と構成比・・・・・・・・P37
  - 預金金額段階別状況と構成比・・・・・・・・P38

### 【貸出金等に関する指標】

- 27. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 P38
- 28. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 P38
- 29. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 P39
- 30. 使途別の貸出金残高 P38
- 31. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 P38
- 32. 預貸率の期末値及び期中平均値 P34
  - 消費者ローン・住宅関連ローン残高 P39

### 【有価証券に関する指標】

- 33. 商品有価証券の種類別平均残高・・・・・・・・「該当ございません」
- 34. 有価証券の種類別平均残高・・・・・・・・P35
- 35. 有価証券種類別の残存期間別残高・・・・・・・・P36
- 36. 預証率の期末値及び期中平均値・・・・・・・・P34
  - 公共債・投資信託・生保商品・信託・iDeCo窓販実績 P37

### 【事業運営に関する事項】

- 37. リスク管理の体制・・・・・・・・P40
- 38. 法令等遵守の体制・・・・・・・・P47～50
  - 稚内信用金庫行動綱領・・・・・・・・P47
  - コンプライアンス・プログラム・・・・・・・・P48～49
- 39. 中小企業の経営の改善及び  
地域の活性化のための取組の状況・・・・・・・・P19～20
- 40. 金融ADR制度への対応・・・・・・・・P50
  - 反社会的勢力に対する基本方針・・・・・・・・P50
  - 利益相反管理方針の概要・・・・・・・・P50
  - 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・P50
  - 保険募集指針・・・・・・・・P50

### 【財産の状況に関する事項】

- 41. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 P23～31
- 42. 財務諸表の適正性、内部統制の有効性 P31

### 【リスク管理債権の状況】

- 43. 破綻先債権・・・・・・・・P12
- 44. 延滞債権・・・・・・・・P12
- 45. 3ヵ月以上延滞債権・・・・・・・・P12
- 46. 貸出条件緩和債権・・・・・・・・P12
  - 金融再生法に基づく開示債権の状況・・・・・・・・P13

**【自己資本の充実状況（金融庁長官が別に定める事項）】**

**単体における事業年度の開示事項**

**〈定性的開示事項〉**

- 47. 自己資本調達手段の概要・・・P10・40
- 48. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要・・・P41
- 49. 信用リスクに関する事項  
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)・・・P42～43
- 50. 信用リスク管理の方針及び手続の概要・・・P42
- 51. リスク・ウェイトの判定及びエクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称・・・P42
- 52. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・P44
- 53. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・「該当ございません」
- 54. 証券化エクスポージャーに関する事項・・・「該当ございません」
- 55. オペレーショナル・リスクに関する事項・・・P44
- 56. オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要・・・P44
- 57. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称・・・P44
- 58. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要・・・P45
- 59. 金利リスクに関する事項・・・P45～46
- 60. 金利リスク管理の方針及び手続の概要・・・P46
- 61. 金利リスクの算定方法の概要・・・P46
  - その他のリスクに関する事項・・・P46

**〈定量的開示事項〉**

- 62. 自己資本の構成に関する開示事項・・・P11・40
- 63. 自己資本の充実度に関する事項・・・P41
- 64. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）・・・P42
- 65. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額・・・P34・43
- 66. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等・・・P43
- 67. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー・・・P44
- 68. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項・・・「該当ございません」
- 69. 証券化エクスポージャーに関する事項・・・「該当ございません」
- 70. 貸借対照表計上額及び時価・・・P45

- 71. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額・・・P45
- 72. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額・・・P45
- 73. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額・・・P45
- 74. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項・・・P45
- 75. 金利リスクに関する事項・・・P45

**連結における事業年度の開示事項**

わかしんビジネス(株)が2019年度中に解散し、清算結了となったことから、本年度より連結における事業年度の開示事項はございません。

**【有価証券の時価情報】**

- 76. 有価証券の時価情報・・・P36
- 77. 金銭の信託の時価情報・・・P37
- 78. 規則第102条第1項第5号に掲げる取引「該当ございません」

**【貸倒引当金の状況】**

- 79. 貸倒引当金の期末残高・期中増減額・・・P34

**【貸出金償却の状況】**

- 80. 貸出金償却額・・・P34
- 81. 会計監査人の監査を受けている旨・・・P31

**【報酬等の状況】**

- 82. 報酬等に関する事項・・・P30

**【その他業務】**

- 内国為替取扱高・・・P37
- 代理貸付残高の内訳・・・P39

**【その他】**

- 金融仲介機能のベンチマーク・・・P2～3
- 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み・・・P20
- 健全経営・・・P8～9
- 総代会機能・・・P15～17
- 地域貢献・トピックス・・・P4～6
- お客さまとの相互交流・・・P7
- 沿革・歩み・・・P21
- 事業のご案内・・・P51
- 商品サービスのご案内・・・P52～54
- 主な手数料一覧・・・P55～56
- 職員外理事・・・P57

■は金融再生法で定められた開示項目となっております。  
●は任意開示項目となっております。